

第38回での民営化に関する口頭説明内容

(注：話し言葉などを一部修正しているため会議録とは一部異なります。)

まず、市として、民営化を行いたい理由について、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

社会情勢の変化もございまして、子どもたちの取り巻く環境とか子育て環境なども大きく変化していることは、皆様ご承知のとおりかと思いますが、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を含む子ども子育て関連三法が成立し、子ども子育て新制度が、平成27年4月からスタートしたことはご承知のとおりかと思えます。このような状況の中で、市役所の方で保育に関する喫緊の課題と申し上げますと、今保育園に入れている方々には大変恐縮なのですが、入れていない子どもたちの問題、いわゆる待機児童の問題というのが、どうしても一番に挙がってしまうという状況があります。また、それらを解決するために、全国的に保育園の数が増えていっているということによって、今まで以上に保育園を運営する法人の数も実際増えています。市内の園同士の連携や、保育の質自体についての課題などについて、ご意見やご要望を今まで以上にいただいていることは認識しておりますし、それは、小金井だけではなくて、ほかの自治体でも対応状況は別としまして、そういった課題があるということについては同様であると思っております。

その一方で、小金井市の公立保育園については、この運協を設置する以前から保護者の方々から大変評価をいただいている保育園であるというのは、運営主体であります本市においても、十分理解をしているという状況はございます。

しかしながら、公立保育園の運営ということについては、平成16年に国として大きな制度変更がありました。それは、保育園の運営費について、それまで、一定の割合で確実に国や都が経費として負担するというルールがあったのですが、この平成16年に国が実施した、いわゆる三位一体改革によりまして、公立保育園、ここでの公立とは、いわゆる委託であるとか、指定管理などと言われる公設民営、市が小金井市立ですけれども、運営しているのが民間というような場合も含まれますけれども、公立だけ、その運営費が一般財源化されたと言われていています。この一般財源化というのは、具体的に言うと、今までかかっていた経費に対して、確実な割合でお金が来ていたのですが、そのお金の出し方がすごく曖昧になりました。具体的には、今

申し上げたような形になったことによって、保育園の運営費は、保育に関する予算の大半を、各市も占めているのですけれども、こういうようなことになったことによって、小金井市だけではなくて、各自治体が、いわゆる運営面で、公立保育園については大きな打撃を受けたというのが一つのきっかけです。これをきっかけとして、小金井だけではなくて、市区町村立の保育園の民営化という話が、ほかのところでも検討が始まったのではないかなというふうに市としては思っています。小金井市においても、以前からこの民営化、当初は、市の財政全体における人件費の割合が、古くから大きいという状況があったということが一つ課題でした。また、職員が多いなどのご指摘も以前からありましたので、そういったものを解消するための方策として、委託という話から始まったわけですが、その後、この国の三位一体改革のころから、小金井市にとっての課題として、公立保育園の保護者の方々によっては、逆に問題ということになると思いますが、この委託民営化の話というのは、これまでずっと続いてきていると思っています。

そういうような状況ではありましたが、小金井としては、現時点で公立5園のままで、この運営費に対する市の負担が変更になった以降も、障がいや特別な配慮を必要とする児童の受け入れを初めとしたさまざまな取り組みを、積極的に行ってきたというところであります。保育水準の向上にも努めてきたというふうに思っております。

しかしながら、先ほど、最初に申し上げた待機児童の解消自体に対して、園自体を増やしていかなければいけないというような状況もあります。そのためには、多くの人材と多くのお金が必要だというのは、これはもうどうしても問題として起きてしまっています。そのためには、民間の力を借りなければいけないという状況もあります。

待機児童解消のために、新しい園の開設の経費の補助や、保育園自体が増えることによって、市としての保育園に関する全体のお金が増えていきます。それから、公立保育園、今5園ありますけれども、このうちの3つの園が建物としてもう既に築40年を超えています。これについては、市として、明確な建て替えなどの計画はありませんし、基本的には必要な修繕というのは年々対応しておりますので、いつ建て替えるかという話は、こちらとしても決めているわけではありませんけれども、そういった修繕費も年々かさんでいくというのが一般的にあります。そういうような状況というのが、まず小金井に今あるということで、これは、小金井だけではなくて、どこでも同じ状況だというふうに、大なり小なりそういうことだというふうには思っています。

そう言いましても、小金井市全体の保育に対しての要望というのもさまざまあります。それから、公立保育園についても、公立としての役割がさらに求められているということを、市としても認識しています。例えば、障がいのあるお子さんの受け入れの拡大ですとか、アレルギーへの対応、また、要保護児童、要支援家庭への対応ですとか、地域子育て支援機能の充実、また、民間園では一部実施している延長保育時間の延長など、さまざまなご意見、ご要望がいただいているというのも事実であります。

こういった全体を見たときに、これらを公立として対応していくためには、やはり、人が必要になってくるという状況があります。その一方で、先ほどご説明したとおり、市役所、公務員としては、人数というのは、今後増やしていくというのは、世の中の一般としてはなかなか難しいという前提がどうしてもあります。こういった中で、どうやったら人を確保して充実していけるかという中で、今回、市としては、公立の園を減らして、公立の保育士を集中的に寄せることによって、残る園で公立の役割を果たしていこうというふうに考えたというのが、民営化の理由となります。

また、小金井市全体の保育をどうしていくかというのについても、ご意見をいただいているかと思えます。そして、その中で、公立保育園がどういう役割を担うか、そういったものをまず確認した上で、それで民営化する必要があるかを、そこから考えるべきだというご意見、ご主張もいただいているというのも、市としては理解しています。ただ、その一方で、公立と民間、運営自体は異なりますけれども、どちらも、児童福祉法に基づく児童福祉施設であるということに変わりはないという一面があります。その上で、公立が担っていく役割は、やはり一定あるというふうに思っていますし、それがため公立について、今職員体制のお話もいただいていますけれども、基準だけではない必要性というのがあるというふうには思っています。保育の質自体については、公立、民間、ともに国が定める保育所保育指針というのがあります。それに基づいて保育を行っていますし、それを基にした、それぞれの園の特色である保育理念に基づいて保育を行っているという、そういうことになるわけですが、小金井の例で申し上げますと、実は公立保育園よりも民間保育園の方が、市内としては保育園のスタートは早かったというところもあります。ですので、公立保育園ができる前に小金井の中の保育を支えていたのは、民間だったというような歴史的な経過というのもあります。これは、他市と比べても比較的少ない例ではないかなというふうに、数えたわけではないですけれども、そういう経過もあるなというふうに思っています。こういう中で、先ほど言った待機児童解消、これは待ったなしという状況にありますので、公立保育園に求められていることについては、先ほど幾つか例を挙げ

ましたけれども、以前保育検討協議会を立ち上げたときにも一定ご意見として出されていますので、それを基に、まず公立において、それを対応していくための一つのやり方として、園の数を減らすことで保育士を確保するという、そういうような考え方を、一つ、市としては持ったというのが理由になります。

次に、これまで民営化について皆様と情報共有を行ってきた部分について、大きな方針転換がありましたことと、市として、民営化について、現時点でどのようにしていこうと思っているのかというところを、説明したいと思います。

まず、市が現在考えている民営化ですけれども、民間委託や指定管理者制度というものではなく、公立保育園を民間の方に移譲する、民設民営というものを、市としては考えています。(以下、資料175を参照)

こちらの、記書きの上のところにも書かせていただいています。民営化の対象の園は、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園で、くりのみとさくらについては、平成32年4月に民営化、わかたけ保育園の民営化の時期については、現時点では未定という状況です。なお、ここに書かれている残りの2園については、引き続き公立でというような資料になっているとおり、市として、公立保育園をなくすという考え方を持っておりません。平成32年に民営化を考えている2園の職員を活用して、今公立保育園に求められている施策について対応していくために、人材を生み出しというのを考えているというところです。その中で、こちらの資料175の2の(1)から(4)にありますとおり、障がい児保育の拡大、及びアレルギーの児童に対する対応。それから、入園している要保護児童及び要支援家庭の対応。そして、民間保育所等への対応。これは、最近特に制度が変わって、小規模の保育所というのも増えてきていますので、特にまずはそういうところからの支援、フォローアップというのも公立として必要になってくるというふうに思っています。そして4番目、地域子育て支援機能の充実。今、園庭開放などが代表になるかと思うのですが、こういった部分についての充実、まずこの4点について、公立として残る、小金井、けやきの2園で行っていきたいと考えています。これらの四つの拡充を行うための人の生み出しとして、1園を民営化するだけでは、状況としては難しかったことから、2園を民営化するという考え方に至ったという状況です。

次に、今現在、市が考えている民営化までの流れがどうなるのかというのについて、説明をさせていただきます。(資料178を参照)

市として、まずはこの民営化に関する基本計画を策定して、それを受けて、民営化に関するガイドラインというのを作っていきたいというふうに思っています。そのガ

イドラインに基づいて、事業者を公募するための要件などを定める要項ですとか、事業者を選ぶための基準など、必要なものについて整備を行った上で、民間への引き継ぎ、合同保育を行って民営化するという大まかな考え方を持っています。これまで、民営化に当たっては、民営化後に運営する事業者に、一旦業務委託をして、その期間に検証を挟んだ上で民営化をしていくという考え方を、確かに市として持っていましたが、ここで、この委託を挟まずに行っていきたいという考え方に変わったということだけは、前回運営協議会の際にはお話をしましたけれども、そこでは、大変簡単なお話しかできなかつたということと、きちんとしたお答えができなかつたということについては、この場で改めておわび申し上げたいというふうに思います。

変わった理由についてでございますが、当初、この委託を挟むことによって、引き継ぎ期間については半年間、そのうち、3カ月を合同保育ということも、市としてはセットで考えていたということがまずありました。民営化するまでの流れがこれでもいいのかどうかということについて、今年度に入って、再度検討し直したというのが事実であります。その際、改めて、どのような形が保護者の方にとって民営化することへの不安の解消になるかということも念頭に置きながら、検討を行ったという状況です。保育の内容については、委託を挟んだ場合の委託期間中に事業者に行っていたくことと、当然ですけど、民営化した後に行っていたくことは基本的に違いがない、違いがあってはいけないというふうに思っています。そういう考え方でおりましたが、その際に、委託を行う際、法律の関係から、市が直接指示できる相手というのは、施設長に限られるという状況がございます。それに対して、民営化を行った後、施設長以外への指導もできるという状況がありますので、より多くの方に細かい対応ができるという状況があるという考え方に、一つ至ったところです。

また、当初予定していた引き継ぎ期間、半年と想定していたのですが、こちらについては、丸々1年間行うということとして、合同保育も、3カ月ではなく半年間行うという形に考えを変えたところです。当初、事業者を選ぶことについて、慎重に慎重を重ねることから、一旦委託を挟んで、こちらの思っているとおりにできる事業者であることを見極める期間を設け、だめだった場合はその事業者をやめるという選択肢を残すという意味も、この委託を挟むという場合にはあったというふうに思っておりますが、募集において、先に市の方で条件を提示させていただいた上で応募をしてもらうということにいたしますし、事業者を選ぶに当たっては、既に保育の実績のある事業者が前提となるというふうに考えております。そのため、選ぶに当たっては、選ぶ前に、応募があった事業者が実際に運営をしている保育園の様子を見に行っ

て選ぶという過程も、取り入れることが必要だというふうに考えています。

また、事業者が決まった時点で、こちらの流れのイメージの中にありますとおり、(仮称)三者協議会という組織を立ち上げる予定であります。吹き出しに説明を書かせていただいておりますが、構成されるのは、具体的に民営化が対象となっている園、園ごとにこれは三者協議会を設置することを考えておりまして、その園の保護者の方、それから、運営する事業者の方、そして市と、この3者での会議体ということになります。この中には、事務職だけではなくて、現場の保育士の方にも加わっていただく必要があるというふうに思っています。この三者協議会が引き継ぎや合同保育を行っている中で、守ってもらえていないことについての指摘や、きちんと伝わっていないことなどの確認などを含めて、チェックを行っていくというふうに考えています。そしてこの協議会は、下に矢印が伸びているとおり、民営化後も解散するのではなくて、組織として継続していくという考え方を持っています。

また、民営化後の検証ということで、利用者アンケートや第三者評価を受けていただくというのは、もう当然だと思っておりますし、民営化後もしばらくは市の職員が園に行っていて、その場でのフォローですとか、伝わり切れてないものなどについてのサポートなども、現場で行ってもらおうというふうに考えています。これは、委託の状態ですと、現場に職員がいたとしても、話せるのは基本的に施設長ということに、運営主体が変わってしまうとなってしまいます。引き継ぎとか合同保育をやっているときは、市役所が主体となっているところに来てもらっているのですが、いろいろな方に話ができるのですけれども、主体が委託になった時点で運営する相手が主体になってしまいますので、そちらに対しての指示などについては基本的には施設長という考え方になってしまうという状況がありますが、民営化になった後、事業者と一定、こちらの方で約束事を結ぶことによって、そういったフォローをする職員を滞在してもらおうというようなことも可能というふうに考えていますし、ほかでも実際そういう事例はあるということを確認しています。

また、この考え直したところについて、経費の面について課題がなかったのか、お金のことを理由にしなかったのかということもご指摘あると思います。お金についても確かに理由の一つであります。2園をそれぞれ2年間委託を挟むことで、試算ですけども、新たに10億円かかるという試算になります。この10億円というお金が市としてもやはり大きかったというのも、理由の一つです。ですので、別の方法でもっと強化することはできないか、そういうような考え方も持ったというのが、確かにこの委託を挟むというところでの理由の一つになっています。

流れの方に戻らせていただきます。民営化後の園については、民営化前に検証してもらいたいことについて、市の方でまとめてきちんと引き継いでいくことが大変重要だと考えていますし、逆に、民営化による民間の柔軟性をメリットとして、さまざまな公立でやってないことについて、民営化したことによってやってもらうという可能性もあるというふうに思っています。これについては、市が応募する条件としてつけるということもあるかと思えますし、逆に、応募する側に提案してもらうという方法もあるのではないかなというふうに思っています。これについては現在決めていませんし、どちらもあり得る、両方やるというのものもあるかなと思っていますけれども、引き継ぐ以外に、民営化することによって拡充できるものは拡充してもらうようなことも含めて考えたいというふうに思っています。

今回の2園の民営化による財政効果というのも計算をいたしました。以前、情報提供という形で何度か資料が出ていたかと思いますが、最終的に、現段階で、年額約1億5千万円程度の財政効果があるというふうに試算をしています。そのうち、その1億弱ぐらいは、先ほど言った、人を寄せて、サービスを残る園で拡充したいという、そちらの人員費に充てたいというふうに思っています。つまり、2園の人員を全てなくすのではなくて、その2園にいた方に、残る園の方に、拡充するための要員として移ってもらうというように考えているというところです。

本日、私の方でお話をさせていただきましたのは、これまでの運協で、ご質問、ご指摘いただいたことに対する、現時点での回答というふうに考えています。この運協で、民営化についての説明を行ったというようなことは、ここで行いきったと、終わったというふうには考えていません。まず最初に話し始めたぐらいの印象でいます。

民営化に関する協議をこの運協で行うことを、委員の皆様にご了解いただけないかというのが、私の説明の最後の話になります。市自体は、民営化に関する協議をお願いしたいというふうに考えております。それに当たって、具体的にどういうプロセスが必要かというのを列挙させていただいたのが、一つ戻った資料の177となります。

その前段で、保護者委員の方々が、この運協自体がですけども、このお話を受けていただけるかどうかというところがあるというのは理解しておりますけれども、お受けいただくに当たって、市として何を協議しようとしているのか、協議するためにはどういうプロセス、確認が必要かというのも、この場でお出しする必要があると思っ書かせていただきました。現時点では、市の一方的なお話ですけども、情報としてはお出しする必要があると思ひ出させていだいたものであります。この運協には、運営に関して初代の共同委員長、連名で結んだ覚書というのがあります。本日参

考資料1として添付をさせていただいていますけれども、それとあわせて、この会議を市の会議として位置づけるために、設置要綱もあります。そちらも今日あわせて参考として付けさせていただきます。まずこの二つの中で、どこかを変更しなくても議題として取り扱えるのかどうか、その確認が、運協の中でまず必要であるというふうに思っています。これについては、市が一方向的に解釈するという話ではなく、お互いに確認し合う必要があるということで入れさせていただいているものです。

そういった中で、覚書の変更の必要性の確認。設置要綱を改正しなければいけないかどうかの確認。それから、今まで、こういった協議をお願いしたいという正式なお話をしておりませんでしたので、今の2カ月に1度の開催の頻度でいいのかどうかという確認。それから、保護者委員の皆様委員自体の交代や、今、各園からお二人出すけれども、そのあたりの変更、実際の必要かどうかの確認。そういったものが必要になってくるというふうに思っています。

また、市として協議をお願いしたい、今現時点で考えている事項です。先ほどの流れ図の中にありましたが、基本計画の素案に関する協議。そして、ガイドラインについての協議。募集要項についての協議。そして、選定基準についての協議。そして、引き継ぎ、合同保育をやっていくに当たっての移行計画。それから、その間の仕様書に関する協議。それ以外にも必要なものについては、協議をお願いしたいというふうに思っています。これは、現時点で市が想定しているものでありまして、今後お話をしていく中で、やや状況によっては、当然増えたり減ったり変わったりすることはあり得るというふうに思っておりますけれども、今こちらの方でお願いを差し上げるに当たって、差し当たって思い当たるものを列挙させていただいたというような状況です。そして、ガイドラインというものを作っていくに当たっては、現状申し上げますと、国の保育所保育指針が改定されまして、来年4月から施行されるということになっています。ですので、今公立でやっている保育内容も、そちらを点検していく必要が出てきているのも事実ですので、今現場サイドでそういった作業も少しずつですがとりかかっています。ただ、国の方から、それについての情報が来るのが予定していたよりかなり遅れているという状況もあって、現場もかなり苦勞しているというのは聞いていますけれども、今そういうようなことも行っています。こちらについては、まとまった段階で、運協でもご報告をさせていただくことになるのではないかなというふうに思っています。

最後に、今まで申し上げたところでありますけれども、これは、市が現時点で民営化について考えているというものでありまして、冒頭申し上げたとおり、運協におい

ては、本日正式に、協議させていただく前段としてお話をさせていただいたというふうに、市としては理解をしておりますので、前半今までのご質問にお答えする形でお話しした部分についても、説明が終わっているという考え方は持っておりません。それについては、今後協議というお話をさせていただくような状況も踏まえつつ、基本計画素案などで活字としてお示しをしていくものではあるかなというふうに思っております。ただ、今までご質問いただいていたことについてのお答えということで、前段、口頭になりますけれども、お話をさせていただきました。なお、運協同様、具体的な名前が挙がっている園があります。また、期日も含めて挙げさせていただいているということになると、2園あるわけですがけれども、そちらの園の保護者の方々に対しても、決定事項ということではなくて、今現在市が考えていることについてご説明に伺わなければならないというふうに思っています。そのような考えを持っているということだけ、本日はお話としてさせていただければと思い、最後に発言をさせていただきました。